

## 職員の処分について

平成28年9月9日

人 事 課

## 1 設計業務に係る入札事務の誤り（北秋田地域振興局）

## (1) 事案の概要

北秋田地域振興局が平成28年度に低入札価格調査制度を適用して入札を行った農業農村整備事業の設計業務14件において、平成27年10月に調査基準価格の算定基準が改正されていたにもかかわらず、改正前の基準を適用したため、調査基準価格の算定を誤り、その結果、3件において、本来契約すべき相手方とは別の入札参加者と契約を締結していた。

## (2) 処分内容（発令 平成28年9月5日）

## ○ 当事者

北秋田地域振興局農林部長 男 58歳 戒告

## 2 県有財産貸付に係る不適切な事務処理（建築住宅課）

## (1) 事案の概要

県に分譲宅地における電話柱等の設置に係る平成27年度以降の県有土地賃貸借契約について、平成27年3月にNTT東日本及び東北電力から更新の申込みがあったにもかかわらず、更新の契約等が締結されていなかった。

また、担当職員は決裁を得ず、両社への平成27年度分貸付料の納入通知書を発行し、その一部を私費で納入するなどの不適切な事務処理を行った。

## (2) 処分内容（発令 平成28年9月5日）

## ① 当事者

建築住宅課の職員 男 42歳 停職1月

## ② 管理監督責任

建築住宅課長 男 59歳 厳重注意

建築住宅課の班長 男 57歳 厳重注意